

平成23年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものについては最も近い根拠法令と適用類型に置き換えています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
健康推進課	糖尿病における歯科・医科連携推進モデル事業	糖尿病治療における医科と歯科の連携体制を構築する。	平成23年6月1日	社団法人滋賀県歯科医師会	9,000,000	歯周疾患治療が出来るのは、歯科医療機関のみであるが、その事業者で構成されている唯一の団体であるため。	2号	3イ